

保 発 0804 第 7 号
令 和 3 年 8 月 4 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号。以下「改正政令」という。）、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 137 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（令和 3 年厚生労働省告示第 303 号。以下「廃止告示」という。）については、本日公布又は告示された。また、改正政令及び改正省令については令和 4 年 1 月 1 日から施行され、廃止告示については令和 3 年 12 月 31 日から適用される。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

産科医療補償制度については、令和 4 年 1 月 1 日より、当該制度の掛金が 1.6 万円から 1.2 万円に引き下げられるとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることとなった。また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 2 年 12 月 23 日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児

一時金等の支給総額について 42 万円を維持すべきとされた。

これらを踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等について所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 改正政令の内容

（1）健康保険法施行令の一部改正

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の 40.4 万円から 40.8 万円（※）に引き上げる。

※ 産科医療補償制度の対象の場合は掛金を加算した金額を支給することとなる。

（2）船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部改正

（1）に準じた改正を行う。

（3）経過措置

施行日前の出産に係る出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとする。

2 改正省令の内容

（1）健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正

産科医療補償制度の見直しに伴い、健康保険法施行令第 36 条第 1 号に基づき健康保険法施行規則第 86 条の 2 で定める特定出産事故における出産の基準について、『「在胎週数 32 週以上かつ出生体重 1,400 グラム以上」又は「在胎週数 28 週以上かつ厚生労働大臣が定める要件に該当するもの」』から「在胎週数 28 週以上」に改正を行う。

（2）船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正

（1）に準じた改正を行う。

（3）経過措置

施行日前の出産に係る特定出産事故における出産の基準については、なお従前の例によるものとする。

3 廃止告示の内容

2（1）を踏まえ、廃止告示において、健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成 20 年厚生労働省告示第 541 号）を廃止する。

第 3 施行（適用）期日

改正政令及び改正省令：令和 4 年 1 月 1 日施行

廃止告示：令和 3 年 12 月 31 日適用